

使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

平成 28 年 5 月

木 更 津 市

目 次

1	基本的な考え方	
(1)	基本方針策定の趣旨	1
(2)	基本方針の考え方	1
	ア 受益と負担の公平性の確保	
	イ 算定方法の明確化	
(3)	使用料・手数料等の見直しに関する基本方針	2
2	使用料の見直し方針	
(1)	基本方針に基づく見直しの範囲	3
(2)	使用料の算定方法	3
(3)	原価の算定	3
	ア 施設の貸出・管理に関する経費	
	(ア) 人件費	
	(イ) 物件費等の経費	
	イ 施設の取得等に関する経費について	
	ウ 原価の計算	
	(ア) 貸室等（ホール・会議室など）の原価計算	
	(イ) 個人利用施設（健康増進センター・プールなど）の原価計算	
(4)	受益者負担率	5
(5)	減額・免除	6
	ア 減額・免除制度の基本方針	
	イ 減額・免除の基準	
	(ア) 全施設に共通の基準	
	(イ) 各施設での個別適用基準	
	(ウ) 減免率の設定	
(6)	その他	7
	ア 市民以外の者の利用について	
	イ 営利目的の利用について	
	ウ 午前・午後・夜間等の料金設定について	
	エ 冷暖房加算について	
	オ 端数処理について	
	カ 附帯設備・備品などの使用料について	
	キ 指定管理者による利用料金制導入施設の取扱い	

ク 設定料金の調整について

3 手数料の見直し方針

(1) 基本方針に基づく見直しの範囲	8
(2) 手数料の算定方法	8
(3) 原価の算定	8
ア 事務処理に要する経費	
(ア) 人件費	
(イ) 事務処理に要する物件費等の経常的な経費	
イ 原価の計算	
(4) 受益者負担率	9
(5) 減額・免除	9
ア 免除の基準	
イ 減額の基準	
(6) その他	9
ア 端数処理について	
イ 設定料金の調整について	

4 激変緩和措置について	9
--------------	---

5 特別会計・公営企業会計の取扱いについて	10
-----------------------	----

6 定期的な見直しと市としての努力について

(1) 見直しのサイクル	10
(2) 施設の充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力	10

1 基本的な考え方

(1) 基本方針策定の趣旨

木更津市では、都市化を背景に昭和40年代から50年代に集中的に整備してきた公共施設等が建替えや更新の時期を迎えているとともに、人口は増加傾向を維持しているものの、今後、少子高齢化がさらに進むとともに人口もいずれ減少局面を迎え、行政規模そのものの縮小も懸念されています。また、平成28年1月から運用が開始されたマイナンバー制度などのように、行政手続きそのものにも新たな手法が創設されてきています。

このような中、市の施設については「公共施設等総合管理計画」などを基に、最適化を進めると共に、持続可能な施設運営を目指すためにも施設の維持管理にかかる経費なども含めた施設使用料について、「受益と負担の公平性」を踏まえた見直しが必要となっています。また、手数料についても、今後予定されている消費税率の引き上げなどの社会経済状況の変化も踏まえつつ、新たな行政手続き手法への対応についても考慮した適正な見直しが必要といえます。

このような使用料・手数料の見直しを実施するためには、その根拠としてさまざまな要因を検討しなければなりません。市としての統一的な基準がなければ、市民の皆さんが、その料金が適切であるのかを判断することができません。

そこで、今回「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに基づく使用料・手数料の見直しを行うとともに、今後についても、適宜、この基本方針に再検討を加えながら、使用料・手数料の最適化を目指します。

(2) 基本方針の考え方

ア 受益と負担の公平性の確保

木更津市第5次行政改革大綱（平成27年3月策定）においても、財政戦略的な取組の中で、サービスに要するコストの縮減に努めるとともに、安定的な財源確保を目指すためにも負担の公平性確保や受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な水準での使用料・手数料等の設定・見直しに努め、負担の適正化を図ることとしています。

使用料・手数料は、施設や特定の行政サービスの利用者（受益者）に、経費の一部を負担いただいているものであり、料金が安いほうが望ましいことは言うまでもありません。しかし、サービス提供に要する経費に比して負担額が少額である場合は、経費の不足分は市民全体の税金で賄うことになり、結局、施設やサービスを利用しない人にも負担していただくこととなります。そのため、使用料・手数料等の見直しは、施設やサービスを利用する人と利用しない人の均衡を考慮しながら、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。

もちろん、市民の皆さんのご理解とご協力が得られるよう、施設の最適化を進めると共に、効率的な施設の管理運営や事務の効率化など継続的な経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図っていく必要があります。

イ 算定方法の明確化

使用料・手数料等を見直すに当たり、適正な受益者負担を求めるためには、使用料・手数料等の算定根拠を明確にし、市民の皆さんにわかりやすく説明できるようにする必要があります。サービス提供に要するコストを基礎として、施設やサービスを利用する人と利用しない人の公平を図るため、そのコストの全部又は一部を料金化することが基本となります。

また、コストを明確に把握し、効率的な事務事業の遂行によるコスト削減の努力を続けることは、使用料・手数料等の上昇を抑制するとともに、市職員のコスト意識を向上させる上でも必要な取組であると考えます。

(3) 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

以上の考え方などを踏まえ、使用料・手数料等の見直しは、社会情勢の変化に応じた原価算定方式による明確な料金算定基準や、統一した減免基準などを再検討し、市民の皆さんの理解と協力を得ながら進めることとします。

○ 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

- ◆ 原価算定方式によるコスト計算を行います。
- ◆ 行政サービスを性質別に分類し、受益者負担と税負担の割合を明確にします。
- ◆ 減免制度の標準化、適正化を行います。
- ◆ 市民負担の急激な増加を防ぐための方策を講じます。
- ◆ 定期的な料金見直しを実施します。

ただし、施設の運営形態やサービスの内容が多種多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にすると共に、合理的な料金の設定を行うこととします。

2 使用料の見直し方針

(1) 基本方針に基づく見直しの範囲

基本方針に基づく見直しは、次のものを除く全ての施設にかかる使用料を対象とします。

- ア 特別会計・公営企業会計における独立採算を前提としているもの
- イ 法令等（市の条例、規則等を除く。以下同じ。）により使用料を徴することができないもの
- ウ 法令等により算定方法等が定められているもの及び国・県の機関が算定している経費等を基に定めているもの
- エ 不特定多数の利用者が見込まれ、負担を求めることが適切でないもの
- オ 行政財産の目的外使用にかかるもの
- カ その他、この基本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの

(2) 使用料の算定方法

使用料の基準額は、原則として次の基本式により算定します。

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

(3) 原価の算定

受益者負担の適正化を図るためには、施設の貸出や管理にどれだけの経費がかかっているのかを把握し明らかにしなければなりません。これは、負担の公平性を確保し、施設利用者の理解と納得を得ながら、利用者に対して応分の負担をいただく必要があるためです。

使用料を設定する際、原価に算入する経費には、施設の貸出・管理に関する経費（人件費、維持管理経費）及び施設の取得等に関する経費（用地取得費、建物建設費（減価償却費）、償還利子）が考えられます。

施設の取得等に関する経費を含んだフルコストを使用料の原価に算入するという考え方もありますが、本市では、サービスを提供するために経常にかかる貸出・管理に関する経費のみを原価に算入することとし、以下の考え方により原価を算定することとします。

ア 施設の貸出・管理に関する経費

(7) 人件費

施設の貸出・管理に直接従事する職員の人件費を、一般会計の全一般職員の基準年度を含む過去3年間の平均人件費から算出します。（貸出・管理以外の業務も併せて行うような場合には、勤務全体に占める手待ち時間を含む貸出・管理に関する割合を算出し、人件費の計算において考慮することとします。）

【算入対象項目】

職員給料、職員手当（扶養・地域・住居・管理職・通勤・期末勤勉）、負担金（共済組合負担金・災害補償基金負担金）

なお、一般職員だけではなく、公民館館長などの非常勤特別職や、臨時職員等が貸出・管理に携わっている場合については、該当する人数分の報酬等を人件費に算入することとします。

(イ) 物件費等の経費

施設の貸出・管理にかかる経常的な物件費、補助費等、維持補修費などの経費の、基準年度を含む過去3年間の平均額を用いて算出します。

【算入対象項目】

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費、手数料、火災保険料等）、委託料（指定管理料含む）、使用料及び賃借料、その他施設の貸出・管理にかかる経費

イ 施設の取得等に関する経費について

市には、住民の福祉を増進するために施設の設置が求められており、特に幅広い市民が利用する施設については、「市民全体の財産」として誰もが利用することができるものです。そこで、施設の取得等に関する経費（用地取得費・建物建設費（減価償却費）・償還利子）については、原則として利用者に負担を求めるのではなく、税金（市民全体）で負担すべきものと考え、使用料の原価には算入しないこととします。

ウ 原価の計算

(ア) 貸室等（ホール・会議室など）の原価計算

$$1 \text{ 時間あたり原価} = \text{施設の貸出・管理に関する年間経費} \div \text{貸出対象総面積} \div (\text{年間利用可能時間} \times \text{稼働率}) \times \text{利用(室)面積}$$

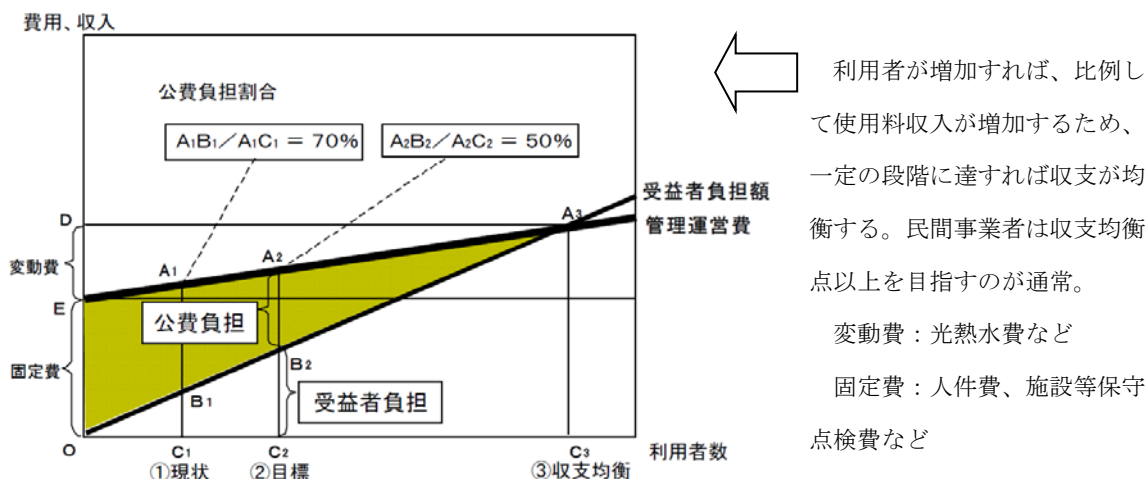
※ 稼働率：基準年度を含む過去3年の実績を基に、想定される適正な稼働率を算定し算入します。

(イ) 個人利用施設（健康増進センター・プールなど）の原価計算

$$1 \text{ 人あたり原価} = \text{施設の貸出・管理に関する年間経費} \div \text{年間施設利用者数}$$

※ 年間施設利用者数：基準年度を含む過去3年の実績を基に、収支均衡についても考慮した上で、適正な目標数を算定し算入します。（図1参照）

【図1】



(4) 受益者負担率

使用料の設定に当たっては、その施設の行政コストを利用者が負担することが前提となりますが、その施設の性質に着目せず一律同様に利用者に負担を求めることとすると、逆に公平性・公正性を損なう可能性があります。

現在、市が市民の皆さんのニーズに応え提供している施設は多岐にわたっています。その中には、道路・公園のように、日常生活に不可欠である上、民間での提供が難しいものや、スポーツ施設、コミュニティ施設のように、特定の市民が利用し、民間でも類似のサービスを提供している施設などさまざまなものがあります。

よって、施設の設置目的・その性質などから負担のあり方を考えることとし、「必需性」、「選択性」、「非市場性」、「市場性」の4つの視点から分類することにより、下図2のとおり受益者（利用者）と税（市民全体）との負担の割合を定めることとします。

- ◆ 必需的（基礎的）施設 → 日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とする施設
- ◆ 選択的施設 → 特定の市民に必要とされる施設
- ◇ 市場的施設 → 民間でも提供されており、行政と民間が競合する施設
- ◇ 非市場的施設 → 民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設

【図2】

非市場的 ↑ ↓ 市場的	③ 受益者負担 50 % 税負担 50 % 選択性は高いが民間による提供が難しく公共性の高いもの	② 受益者負担 25 % 税負担 75 %	① 受益者負担 0 % 税負担 100 % 法令等により原則無料とされているもの
	⑥ 受益者負担 75 % 税負担 25 %	⑤ 受益者負担 50 % 税負担 50 %	④ 受益者負担 25 % 税負担 75 %
	⑨ 受益者負担 100 % 税負担 0 % 民間による提供が可能で必要性に個人差のあるもの	⑧ 受益者負担 75 % 税負担 25 %	⑦ 受益者負担 50 % 税負担 50 % 民間による提供も可能だが日常生活に欠かせないもの
	選択的 ←————→ 必需的 (基礎的)		

※ この分類を基本として受益者負担率を設定しますが、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較などにより、適正な受益者負担率を設定することとします。

※ 施設本来の目的以外の利用に供する場合は、受益者負担率を「⑨」の区分（受益者負担：100%）として料金を設定します。

(5) 減額・免除

ア 減額・免除制度の基本方針

市の施設では、高齢者・障害者などへの配慮や、社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体などの活動を支援・推進する観点から、施設ごとの基準により使用料の減額・免除を幅広く認めており、施設の利用促進に一定の効果をあげています。しかしながら、受益者負担の公平性・公正性を確保するという観点から考えると、減額・免除については、政策的特例措置として適用を限定すべきといえます。

そこで、使用料の減額又は免除は、真にやむを得ないものに限定するという考え方を再確認した上で、受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から減額・免除制度を見直すこととします。

○ 減額・免除制度の基本方針

◆ 受益者負担原則の徹底

減免は、特例的な措置であることを明確にし、本来の目的・必要性に即した限定的なものとしします。

◆ 基準の統一

公平性・公正性を確保するために、基準の統一を図ります。

ただし、統一基準によることが困難な施設については、負担の公平性と施設の設置目的、利用者との関係などを十分考慮して、施設ごとに設定することとします。

イ 減額・免除の基準

(7) 全施設に共通の基準

公共・公益上の使用に限り、免除するものとします。

- a 市（行政委員会、市が設置する附属機関を含む。）が主催するとき
- b 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の管理運営目的で利用するとき

(イ) 各施設での個別適用基準

上記の共通の基準に加えて各施設において減額・免除の対象を定める場合は、上記の基本方針でも述べたとおり、「使用料の減額又は免除は、真にやむを得ないものに限定する」という考え方を十分考慮して設定することとします。

また、市としての政策課題として「子育て環境の整備」「障害者の社会参加の促進」といったものが挙げられます。これらの政策への対応としては次のとおり取り扱うことを原則として、その上で、各施設の設置目的や性質を考慮し、減額・免除の設定を行うこととします。

- a 半数以上が市内在住の障害者で構成する団体が利用するとき【減額】

- b 半数以上が市内在住の中学生以下で構成する団体が利用するとき【減額】
- c 個人利用施設について、市内在住の障害者が利用するとき【減額】
(介助者1名は【免除】)
- d 個人利用施設について、市内在住の中学生以下の者が利用するとき【減額】

※ 中学生以下が個人で利用する場合や、65歳以上の高齢者が個人で利用する場合に対して、あらかじめ「子ども料金」や「高齢者料金」の設定を行うなど、施設の性質に応じた料金設定を行う場合もあります。

(ウ) 減免率の設定

できる限りわかりやすく、簡素な料金設定とすることが望ましいことから、原則的に、免除(100%)、減額(50%)の2段階とします。

(6) その他

ア 市民以外の者の利用について

市の施設は、市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであることから、市民以外の者の使用料は、原則として市民料金の5割増しの料金とします。

(団体での利用の場合は、団体の所在地をもって判断することとします。)

イ 営利目的の利用について

営利目的の場合の使用料については、原則として基本料金の10割増しの料金とします。

ウ 午前・午後・夜間等の料金設定について

施設の利用形態を考慮した上で、やむを得ないと認める場合を除き、原則として午前・午後・夜間等による料金区分を廃止し、全日を通しての平均した1時間当たりの単価を基準に料金を設定します。

エ 冷暖房加算について

冷暖房期間中も冷暖房を使用しない場合があることや、わかりやすく簡素な料金設定を行うという観点から、原則として冷暖房に対する加算は行わないこととします。

(冷暖房にかかる光熱水費については、原価に算入済みとなっています。)

オ 端数処理について

正確に使用料を算定すれば1円単位となりますが、複雑であり好ましいものではないことから、原則として10円単位となるよう端数処理を行うこととします。

カ 附帯設備・備品などの使用料について

市民会館におけるピアノ等や公民館における陶芸窯のように、施設の利用とは別に利用者の意向によって使用が可能なもので、個別の使用によって減価償却されるものや新たな経費が発生するものについては、別に料金を定めます。

キ 指定管理者による利用料金制導入施設の取扱い

指定管理者による利用料金制を導入している施設については、基本方針に基づき、利用料金の上限を設定することとします。

ク 設定料金の調整について

公民館など同一種類の施設間での均衡や、近隣自治体との均衡などに配慮する必要性が認められるものについては、設定料金を調整する場合があります。

3 手数料の見直し方針

(1) 基本方針に基づく見直しの範囲

基本方針に基づく見直しは、次のものを除く全ての手数料を対象とします。

- ア 特別会計・公営企業会計における独立採算制による独自の算定方法を用いているもの
- イ 法令等により算定方法等が定められている手数料及び国・県の機関が算定している経費等を基に定めているもの
- ウ その他、この基本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの

(2) 手数料の算定方法

手数料の基準額は、原則として次の基本式により算定します。

$$\text{手数料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

(3) 原価の算定

使用料と同様に、サービス提供に要する経費の積み上げにより原価を算定します。

ア 事務処理に要する経費

(7) 人件費

事務処理に要する人件費を、一般会計の全一般職員の基準年度を含む過去3年間の平均人件費から算出します。なお、算入項目は使用料と同様とします。

(4) 事務処理に要する物件費等の経常的な経費

申請用紙等の作成にかかる経費、証明書等用紙作成及び記載にかかる経費や、通信運搬費、委託料、その他経常的な経費の、基準年度を含む過去3年間の平均額を用いて算出します。

イ 原価の計算

1 件当たり原価 = 事務処理に要する年間経費 ÷ 年間処理件数

※ 年間処理件数：基準年度を含む過去3年の実績を基に算定します。

(4) 受益者負担率

手数料は、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とします。

(5) 減額・免除

減額・免除基準の統一を図るため、減額・免除する範囲は、できるだけ限定します。

ア 免除の基準

- (ア) 法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき
- (イ) 国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき
- (ウ) 生活保護法により保護を受けている者からの申請があるとき
- (エ) その他、特別の事由があると認められるとき

イ 減額の基準

- (ア) 法令等の規定により減額することが定められているとき
- (イ) 天災等により負担を軽減する必要があると認められるとき

(6) その他

ア 端数処理について

手数料は、事務の効率化を図るため、原則として次の単位となるよう端数処理することとします。

- 1,000 円未満のものは10 円単位
- 1,000 円以上1万円未満のものは100 円単位
- 1万円以上10 万円未満のものは1,000 円単位
- 10 万円以上のものは上位3 桁まで（上位4 桁目を切り捨て）

イ 設定料金の調整について

同様のサービスの対価としての手数料が、自治体間で著しい差が生じないよう、地域性、経済動向などを考慮し、近隣自治体との均衡などに配慮する必要性が認められるものについては、設定料金を調整する場合があります。

4 激変緩和措置について

手数料の見直し方針により算出した基準額が、現行の料金を大幅に上回る場合は、市民の急

激な負担増を避けるため、次のとおり改定額の上限を設定し、原則としてこの範囲内で料金改定を行うこととします。

また、使用料についても、おおむねこの範囲内で改定することとしますが、政策的判断や、周辺自治体の類似施設や市内の民間施設等との均衡を図る観点から、異なる調整を行う場合もあります。

現 行 料 金	改定額の上限
500円以下	現行料金の 2.0倍
500円を超え1,000円以下	同 1.5倍
1,000円を超え3,000円以下	同 1.4倍
3,000円を超え10,000円以下	同 1.3倍
10,000円を超える	同 1.2倍

5 特別会計・公営企業会計の取扱いについて

本方針は、一般会計を対象としたものとなっていますが、特別会計・公営企業会計においても、下水道使用料や水道使用料などの独立採算制による独自の算定方法を用いているものを除いて、本方針を踏まえた適切な見直しを進めることとします。

6 定期的な見直しと市としての努力について

(1) 見直しのサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、使用料・手数料の見直しは、原則として4年ごとに実施します。

また、基本方針についても、必要に応じて、適宜見直しを行うこととします。

(2) 施設の充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力

この基本方針では、人件費、維持管理費を行政コストとして捉え、使用料を算定することとしています。このことは、業務の見直しなどの経費節減を進めることが、結果として使用料・手数料を低減することとなります。また、稼働率を向上させることが、結果として施設における税金の投入を縮減することにつながります。

よって、市は、「効率的な施設運営及び事務の推進による利用者負担の軽減」と「サービス内容の拡充と稼働率の向上」の両面を目指していく必要があることを認識し、PPP（官民連携手法）の導入などによるサービス向上、経費節減、そして更なる稼働率の向上に向け、積極的に取り組んでいくこととします。